

## 第71回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和2年12月2日(水) 午前9時30分～午後0時5分

2 場 所 市役所本庁舎 地下1階第11共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員(ウェブ会議の方法で出席)、島村委員、曾我部委員(ウェブ会議の方法で出席)、岡田委員(ウェブ会議の方法で出席)

(2) 大阪市職員

馬場市民局長、田丸市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、高橋市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理

4 議題

(1) 市に提供された情報への対応について(報告)

(2) 継続案件の調査審議

(3) 第70回会議要旨の確認

5 議事

非公開で行った。

議題(1) 市に提供された情報への対応について(報告)

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件(着信通数2通)について、市民局から説明を受けた。

議題(2) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち10件について、調査審議を行った。

○10件のうち7件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-職5」について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・「平28-職5」に係る表現活動は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。

○案件番号「平28-職6」について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・「平28-職6」に係る表現活動は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。

○案件番号「平30-2」について、次のとおり、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・条例第2条第1項第1号ア、イ又はウのいずれにも該当しない。

議題(3) 第70回会議要旨の確認

○第70回の会議要旨を確定した。

以上